

No.	頁	位置	内 容	
			誤	正
1	7 頁	図 2.1	<pre> graph TD START([START]) --> Q1{告示前文に該当するか} Q1 -- YES --> A1{{※適用除外の対象 ・告示第1 及び第3～第7 ただし下記A・Bを除く}} Q1 -- NO --> A2{{A ※適用除外の対象 ・床根太支点間距離 ・床のくぎ打ち ・壁倍率・壁量 ・耐力壁線間距離 ≤ 12m ・壁線区画面積 ≤ 72m² (区画長辺/区画短辺 ≤ 2) ・壁開口 ≤ 3/4, 4m ・壁のくぎ打ち ・小屋のくぎ打ち}} A2 -- 判断 --> A3{{B ※適用除外の対象 ・アンカーボルトの配置 ・床のくぎ打ち ・床根太の間隔 ・壁倍率・壁量 ・壁交差部のたて枠構成 ・壁のくぎ打ち ・壁面材のくぎ打ち ・頭つなぎの施工 ・小屋のくぎ打ち}} A3 -- 判断 --> END([NO]) </pre>	A ※適用除外の対象 ・床根太支点間距離 ・床のくぎ打ち ・壁倍率・壁量 ・耐力壁線間距離 ≤ 12m ・壁線区画面積 ≤ 72m² (区画長辺/区画短辺 ≤ 2) ・外壁の耐力壁線交差部 合計 ≥ 90cm ・壁開口 ≤ 3/4, 4m ・壁のくぎ打ち ・小屋のくぎ打ち B ※適用除外の対象 ・アンカーボルトの配置 ・床のくぎ打ち ・床根太の間隔 ・壁倍率・壁量 ・壁交差部のたて枠構成 ・壁のくぎ打ち ・壁面材のくぎ打ち ・頭つなぎの施工 ・たるき相互の間隔 ・小屋のくぎ打ち ⇒適用除外対象 A 外壁の耐力壁線交差部合計 ≥ 90cm 追記 ⇒適用除外対象 B たるき相互の間隔 追記

2	11 頁	上から 7 行目	(1) 告示第 1 から第 8 の仕様を満たす場合、または	(1) 告示第 1 から第 8 の仕様を満たす場合。
3	25 頁	上から 12 行目	短期せん断応力度 $s\tau = (LQ + sQ) \div (b \cdot j) \leq sft$ (N/mm ²)	短期せん断応力度 $s\tau = (LQ + sQ) \div (b \cdot j) \leq sf_s$ (N/mm ²) ($sf_s = 1.5Lfs$) $\Rightarrow sft \rightarrow sf_s$ に訂正、($sf_s = 1.5Lfs$) を追記
4	81 頁	上から 3 行目	ただし、接合部の試験を実施した場合で、降伏耐力と終局耐力の余裕が1.5 倍程度あることが確認できた場合は、降伏耐力を短期許容耐力としてよい。 なお、第 V 編に準じた試験を行った場合、ここでいう降伏耐力は接合部の基準許容応力に1.5 を乗じたものに相当する。	削除
5	139 頁	下から 7 行目	(1) 枠組壁工法構造用製材等 枠組壁工法構造用製材及び枠組壁工法たて継ぎ材の日本農林規格 平19 農水告第600 号(改正平30 年3 月29 日)木材の基準強度Fc, Ft, Fb 及びFs を定める件 平12 建告第1452 号(改正平27 年8 月4 日)	(1) 枠組壁工法構造用製材等 枠組壁工法構造用製材及び枠組壁工法たて継ぎ材の日本農林規格、 昭和49 年 農告第600 号(改正平30 年3 月29 日) 木材の基準強度Fc, Ft, Fb 及びFs を定める件、 平12 建告第1452 号(改正平27 年8 月4 日)
6	141 頁	(2)	(2) 枠組壁工法構造用製材及び枠組壁工法構造用たて継ぎ材の日本農林規格 平19 農水告第600 号木材の 基準強度Fc, Ft, Fb 及びFs を定める件平12 建告第1452 号	(2) 枠組壁工法構造用製材及び枠組壁工法たて継ぎ材の日本農林規格 昭和49年 農告第600号(改正平30 年3 月29 日) 木材の基準強度Fc, Ft, Fb 及びFs を定める件 平12建告第1452 号(改正平27 年8 月4 日)
7	142 頁	表 1. 7 注 2)	昭和49年農林水産省告示第600号	昭和49年農水告第600号
8	145 頁	表 1. 11 記号	S-P-F	S-P- Fs

9	147 頁	表 1. 13 1 行目 項目欄 3 列目	基準強度 (N/mm ²)	基準強度 (N/mm ²) 注 1)
10	147 頁	表 1. 13 1 行目 項目欄 4 列目	基準弾性係数 × 10 ³ (N/mm ²)	基準弾性係数 × 10 ³ (N/mm ²) 注 2)
11	147 頁	表 1. 13 3, 4 行目 項目欄 6 列目	樹種群に応じ表 3 により設定	樹種群に応じ表 1. 14 により設定
12	301 頁	上から 16 行目	(iv) <u>耐力壁、床版及び屋根の枠組材と面材との接合部については、各試験体ごとに最大荷重に2/3 を乗じた値</u> <u>について信頼水準75%の50%下側許容限界を求める。</u> (v) (iii) <u>で得られた値に 2/3 を乗じた値</u>を接合部の基準許容応力とする。	(iv) <u>各試験体ごとに最大荷重に2/3 を乗じた値に対して耐力壁、床版及び屋根の枠組材と面材との接合部については、信頼水準75%の50%下側許容限界を求め、それ以外の接合部については信頼水準75%の95%下側許容限界を求める。</u> (v) (iii) (iv) <u>で得られた値の小さいほうの値</u>を接合部の基準許容応力とする。
13	355 頁	中程の 計算式	$M_{G1} = 19.99 + 14.81 \times 0.60 = 28.88 \text{ kN} \cdot \text{m}$ $M_{G2} = (10.00 + 7.41 \times 0.60) \times \left(\frac{2.275}{3.185 + 2.275} \right)$ $= 6.02 \text{ kN} \cdot \text{m}$ $Q_G = \frac{2.88 + 6.02}{3.185} = 10.96 \text{ kN}$ $M_F = 28.88 - 10.96 \times 0.91 = 18.91 \text{ kN} \cdot \text{m}$	$M_{G1} = 19.99 + 14.81 \times 0.60 = 28.88 \text{ kN} \cdot \text{m}$ $M_{G2} = (10.00 + 7.41 \times 0.60) \times \left(\frac{2.275}{3.185 + 2.275} \right)$ $= 6.02 \text{ kN} \cdot \text{m}$ $Q_G = \frac{28.8 + 6.02}{3.185} = 10.96 \text{ kN}$ $M_F = 28.88 - 10.96 \times 0.91 = 18.91 \text{ kN} \cdot \text{m}$ ⇒2.88→28.8に訂正